

足立区 バリアフリー 地区別計画

綾瀬・北綾瀬周辺地区編

<概要版>

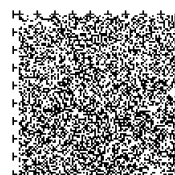
綾瀬・北綾瀬周辺地区のまちづくり

選ばれ続け、
住み続けたい
まち

綾瀬・北綾瀬周辺地区では、令和3年に「綾瀬ゾーンエリアデザイン計画」、平成31年に「北綾瀬ゾーンエリアデザイン計画」を策定し、それぞれ、「選ばれ続け・住み続けたい綾瀬に」「北綾瀬駅周辺の活性化」をテーマとしたまちづくりを進めています。

面的な
バリアフリー化
に向けて

まちづくりが進む中、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が利用する施設と、それらの施設を結ぶ道路等について面的なバリアフリー化を実施する必要性が高まっているため、本計画を策定します。



綾瀬・北綾瀬周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針

方針1 面的なバリアフリー化

綾瀬駅及び北綾瀬駅を中心とした徒歩圏で、特に多くの人が利用する施設と、施設間を結び回遊性を担保する道路を対象に、まちの**面的・一体的なバリアフリー化**を推進します。

対応する内容

- 鉄道
- バス
- 道路
- 信号機など
- 公園
- 建築物

方針2 バリアフリー化された歩行空間のネットワーク

綾瀬駅及び北綾瀬駅等から周辺施設に誰もが円滑に移動できるように、**バリアフリー化された歩行空間のネットワーク**を形成します。

対応する内容

- 道路
- 信号機など

方針3 ソフト面の対応策

施設や道路のバリアフリー化等のハード面での整備に加え、接遇や介助水準の向上を目指す**ソフト面の対応策**も推進します。

対応する内容

- 教育啓発

バリアフリー化の主な内容と整備イメージ

鉄道

整備イメージの写真

バリアフリー化の主な内容

- ▶ 駅入口からホームまで、バリアフリー化された経路の確保

具体的な整備例

駅入口からホームまでスムーズに移動するためのエレベーター

バス

整備イメージの写真

バリアフリー化の主な内容

- ▶ 円滑に乗降できるバス停の整備
- ▶ ノンステップバスの導入

具体的な整備例

スムーズにバスを乗降するための段差のないバス停

道路

整備イメージの写真

バリアフリー化の主な内容

- ▶ 円滑に移動できる歩行空間の整備
- ▶ 無電柱化等の実施
- ▶ 視覚障がい者誘導用シートやブロックの設置

具体的な整備例

歩行者の誰もが自由に移動できるよう、歩道と車道の段差が少なく境目がわかりやすい道路

信号機など

整備イメージの写真

バリアフリー化の主な内容

- ▶ 信号機の改良（音響機能等の改修・整備）
- ▶ 道路標識・標示の補修・整備
- ▶ 違法駐車行為防止の指導取締り

具体的な整備例

音響機能付きの信号機やエスコートゾーンが設置された横断歩道

公園

整備イメージの写真（バリアフリースイート内）

バリアフリー化の主な内容

- ▶ 快適に利用できる公園施設の整備
- ▶ バリアフリースイートの適正配置とその管理

具体的な整備例

スムーズに入園するための段差のない出入口やバリアフリースイート

建築物

整備イメージの写真

バリアフリー化の主な内容

- ▶ 安全かつ円滑に移動や利用ができる施設の整備

具体的な整備例

歩道から建物入口まで視覚障がい者誘導用ブロックが設置された建築物

教育啓発

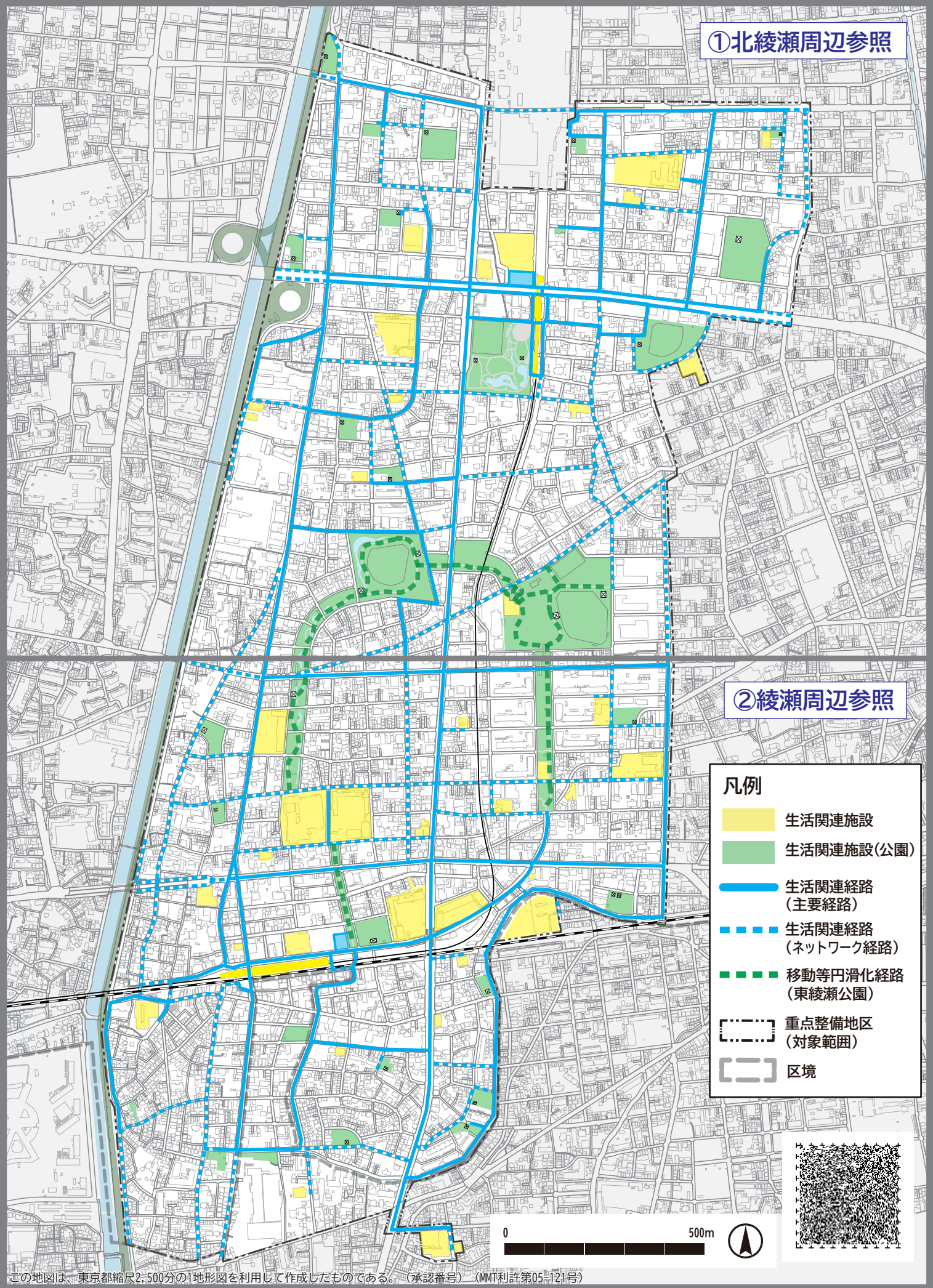
バリアフリー化の主な内容

- ▶ 職員・従業員等が、高齢者・障がい者等に対する適切な接遇・介助等を行うための知識や技術の向上を図るための教育の充実
- ▶ 区民にマナー向上とバリアフリーの理解と協力を求める働きかけを実施

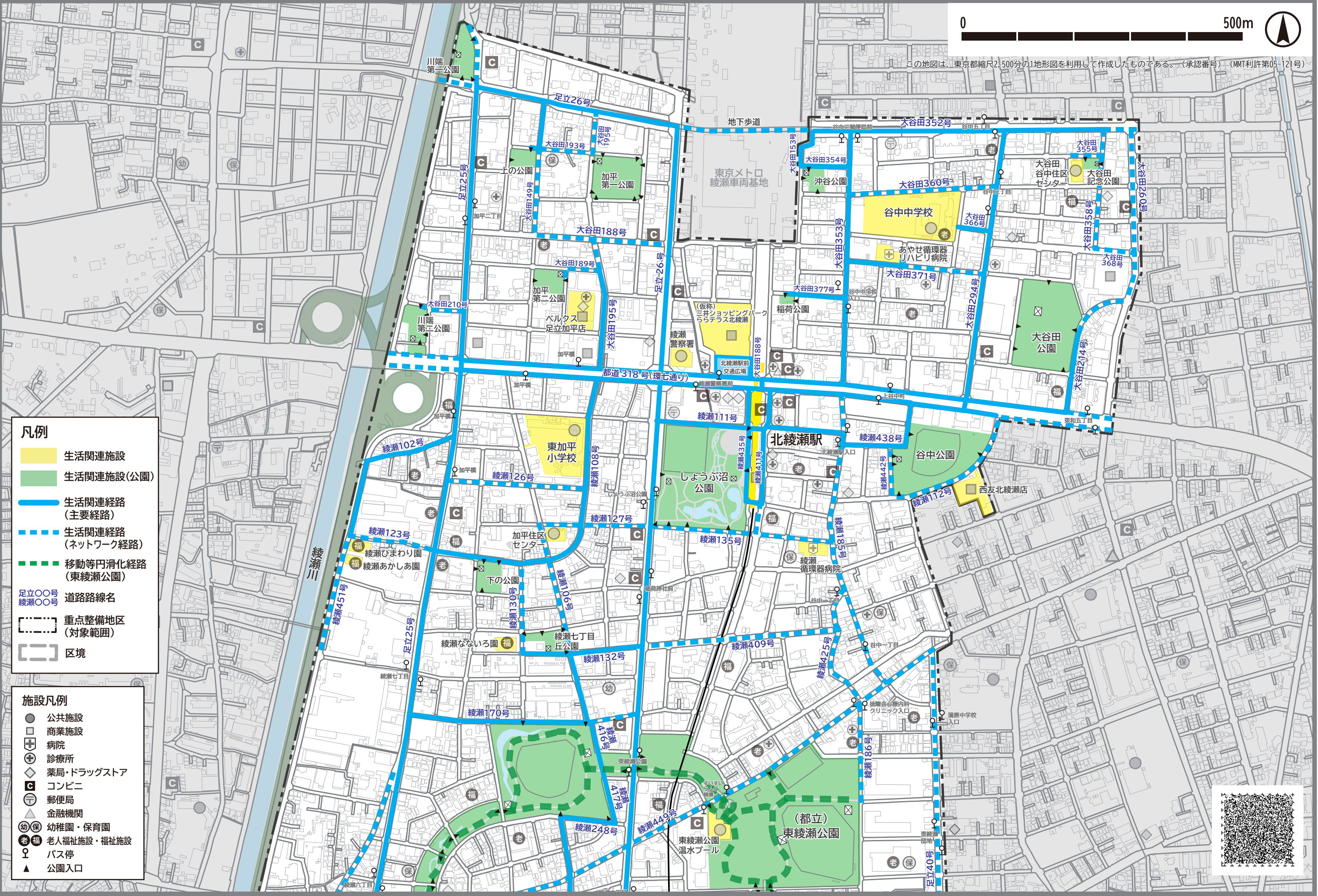
具体的な例

- ・事業者が実施する接遇や介助等の研修
- ・ユニバーサルデザイン講演会等の実施

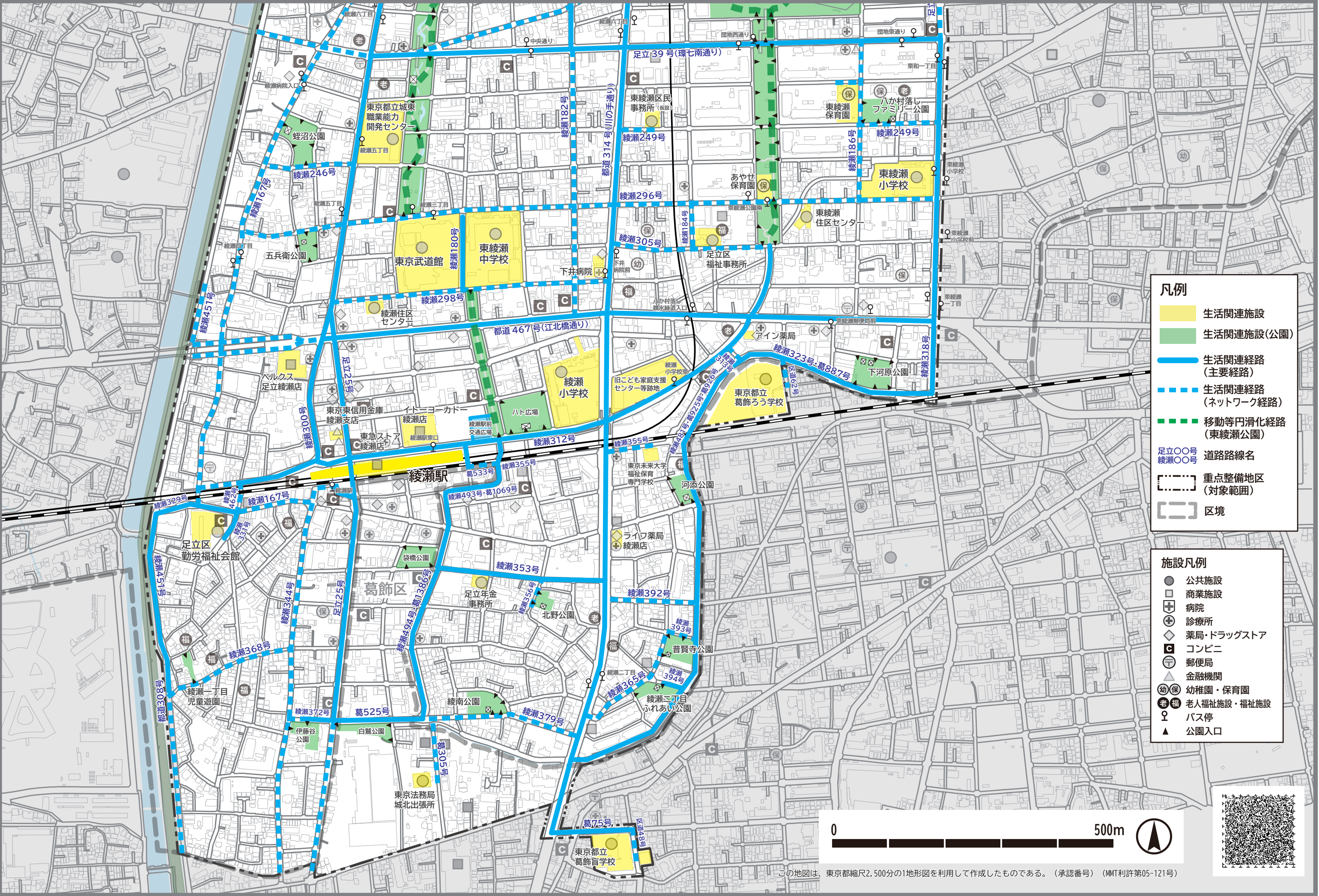
バリアフリー化の対象範囲・施設・経路（全体図）



バリアフリー化の対象範囲・施設・経路（①北綾瀬周辺）



バリアフリー化の対象範囲・施設・経路（②綾瀬周辺）

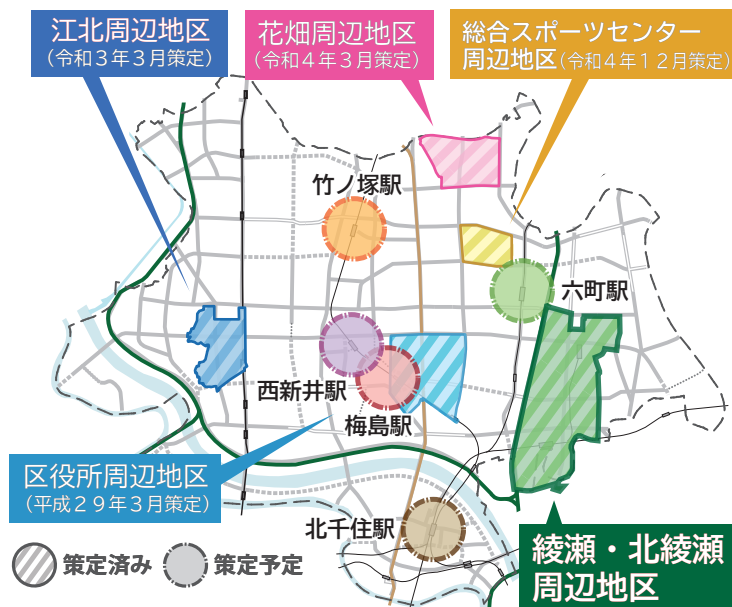


バリアフリー地区別計画とは？

足立区では、区全体のバリアフリーに対する基本的な考え方を「足立区バリアフリー推進計画」としてまとめ、さらに「足立区バリアフリー地区別計画」の中で、地区内の具体的な策定方針や内容を定めています。

この2つの計画をあわせて、バリアフリー法※に基づくバリアフリー基本構想※と呼んでいます。

地区別計画は区内10地区で策定予定。
令和5年度現在は、5地区で策定済みです。



バリアフリー化の進め方

バリアフリー法に基づき、各地区ごとにバリアフリー化すべき施設、経路とその範囲を右図のように設定し、バリアフリー化を推進します。

① 生活関連施設

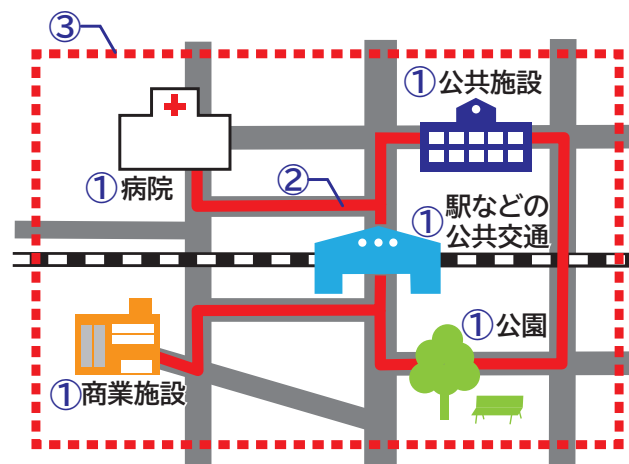
バリアフリー化の対象となる施設

② 生活関連経路

生活関連施設間を結ぶ、バリアフリー化の対象となる経路

③ 重点整備地区

生活関連施設と生活関連経路で構成されるバリアフリー化を重点的に進める地区



※ バリアフリー法

※ バリアフリー基本構想

平成18年に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」をバリアフリー法と呼んでいます。

バリアフリー法では、一定の地区において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、区市町村が「バリアフリー基本構想」を作成するよう努めるものとなっています。

詳しい計画内容をお知りになりたい方は、本計画に関する区のホームページをご覧ください。

https://www.city.adachi.tokyo.jp/toshi/ayase_barrierfree_policies.html



エリアデザイン計画（綾瀬・北綾瀬エリアデザイン）

https://www.city.adachi.tokyo.jp/sesaku/20141106senryaku_keikaku/ayase.html



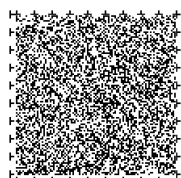
(担当課)

足立区 都市建設部 都市建設課

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5768 (担当直通)

発行年月：令和6年3月



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。